

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定（案）

大阪市（以下「甲」という。）及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「乙」という。）は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合同規約第 3 条に掲げる事務（以下「当該事業」という。）を乙が承継することに関し、次のとおり協定を締結する。

（承継の時期）

第 1 条 甲が乙に当該事業を承継する時期（以下「事業承継時」という。）は、平成 26 年 7 月 1 日とする。

（文書の引継）

第 2 条 当該事業に関するすべての公文書は、事業承継時において、乙に引き継がれるものとする。

（契約の引継）

第 3 条 甲が当該事業にかかり締結した契約等（協定、覚書その他名称のいかんを問わず、契約当事者間において作成する文書を含む。）のうち、事業承継時以降も契約等が継続するものについては、乙に引き継がれるものとする。

（財産の引継）

第 4 条 事業承継時において、甲が当該事業の用に供している財産は、事業承継時に乙に無償で引き継がれるものとする。

2 前項の財産の引継は、当該財産に付随するすべての権利及び義務の移転を伴うものとする。

（引継財産の取扱い）

第 5 条 前条第 1 項により引き継がれる財産は、別表 1 及び別表 2 に掲げる土地、建物（以下「引継財産」という）及びこれらに付随する全ての工作物、備品消耗品類等とする。

2 前条第 2 項により、別表 3 に掲げる地方債は、乙に引き継がれるものとし、別表 4 に掲げる地方債の元利償還金その他償還に要する経費は、乙の負担とする。

3 乙は、引継財産を当該事業の用にのみ供しなければならない。

4 乙は、引継財産を当該事業の用に供しなくなった場合は、建物を解体撤去のうえ、甲に土地を返還しなければならない。

- 5 組合を解散する場合は、乙は、引継財産のうち土地について甲へ返還する。この場合、建物の取扱いについては、解散時に別途協議するものとする。

(財産の引継方法)

第6条 引継財産にかかる権利登記は乙が、甲の協力を得て行うものとする。

(諸計画の引継)

第7条 当該事業にかかり甲が策定したごみ焼却工場の整備・配置計画等の計画は、事業承継時において、乙に引き継がれるものとする。

(職員の身分移管及び派遣)

第8条 甲は、乙が当該事業を承継するにあたり、当該事業に必要な人員について、甲の職員を身分移管又は派遣するものとする。

2 甲は、前項の派遣を継続するものとする。

3 前2項の派遣に必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(退職手当の取扱い)

第9条 乙に身分移管する職員の退職手当については、当該職員が乙を退職する際に、甲での勤続期間及び乙での勤続期間を通算して、乙において支払うものとする。

2 甲が乙に派遣する職員の退職手当については、当該職員が甲を退職する際に、甲での勤続期間及び乙での勤続期間を通算して、甲において支払うものとする。

3 乙は、第1項に定める職員の退職手当の支給にあたっては、甲での勤続期間分の負担を甲に対し求めない。

4 甲は、第2項に定める職員の退職手当の支給にあたっては、乙での勤続期間分の負担を乙に対し求めない。

(相互協力)

第10条 甲及び乙は、事業承継時以降において、当該事業の健全な運営及び発展を図るため、事業の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の証として正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 大阪市
大阪市長

乙 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
管理者

(参 考)

●承継する資産

住之江工場、鶴見工場、西淀工場、八尾工場、舞洲工場、平野工場、東淀工場
北港事務所（建物のみ）

【土地】

H24 年度末
約 279 億円 （面積：約 21 万㎡）

【建物及び付属設備】

H24 年度末
約 889 億円 （延床面積：23 万㎡）

●承継する起債残額

承継する資産に係る起債残額

【起債】

H24 年度末残額
約 332 億円